

東京高等裁判所令和6年（ラ許）第372号

申立人田中富廣

抗告許可申立理由書

令和6年9月20日

東京高等裁判所民事第23部 御中

申立人代理人弁護士	福本修也
同	鐘築優
同	堀川敦

申立人の抗告許可申立理由は下記の通りである。

記

第1 宗教法人法（以下、「法」という。）81条1項1号が規定する「法令に違反」に関する原決定の解釈が、判例に違背し、法解釈として重大な誤りであること

1 原決定の要旨

原決定（3頁(2)）は、地裁決定が示した法81条1項1号の「法令に違反」の解釈に関する記述（原審地裁決定3頁26行目～4頁21行目）を変更しているが、法81条1項1号の「法令に違反」にいう「法令」に民法709条が該当し、同条が禁止規範であるとする結論においては地裁決定と同旨である。

さらに、原決定（6頁(6)）は、地裁決定が実質的に無視した最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁（以下、「平成9年最高裁判決」という。）が原決定の解釈と矛盾しないことについて、次のよう

に補足した。

抗告人は、上記平成9年最高裁判決が「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものであり」、「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。」、「我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁にゆだねられている」などと判示していることに照らし、民法709条の不法行為は、法81条1項1号の法令違反行為に該当しないなどと主張するが、上記平成9年最高裁判決は、アメリカ合衆国のカリフォルニア州民法典の定める懲罰的損害賠償制度との対比において述べられたものであり、上記のとおり本件に適切でないほか、その判示を前提としても、不法行為の加害者に対し、民法709条が適用されて損害賠償が命じられた場合において、これとは別に刑法上又は行政上の法令を適用することにより将来の同様の行為を抑止する効果をもたらす措置等を実施することが禁じられているということとはできないのであって、本件において、民法709条の不法行為があったことを、別途、行政上の法令である法81条1項1号の適用に当たって考慮することが上記の判示に反しているということもできない。

2 原決定の判例違背・法解釈の重大な誤り

(1) 民法709条は禁止規範ではない

ア 平成9年最高裁判決違背（民法709条の目的を逸脱）

原決定は、「その判示を前提としても、不法行為の加害者に対し、

民法709条が適用されて損害賠償が命じられた場合において、これとは別に刑法上又は行政上の法令を適用することにより将来の同様の行為を抑止する効果をもたらす措置等を実施することが禁じられているということとはできないのであって、本件において、民法709条の不法行為があったことを、別途、行政上の法令である法81条1項1号の適用に当たって考慮することが上記の判示に反しているということもできない。」というが、これは平成9年最高裁判決に真っ向から違背する。

同判決は、「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない。」、「我が国においては、加害者に対して制裁を科し、将来の同様の行為を抑止することは、刑事上又は行政上の制裁にゆだねられているのである。」として、「民法709条が制裁、抑止又は予防という目的を有するものではない」と明確に言い切っているのである。にもかかわらず、「不法行為は民法709条違反である」などという我が国の法律学に存在しない新説を打ち出し、本来、制裁、抑止又は予防という目的を有するものではないはずの不法行為が、突如、これら（制裁、抑止又は予防）を目的とする公法上の不利益処分の根拠とされるのは甚だしい矛盾であり、これは平成9年最高裁判決が判示した民法709条の目的を逸脱する許されざる法解釈である（判例違背）。

イ 民法709条の規範構造に照らせば同条は禁止規範でない（平成18年最高裁判決違背）

原決定最大の誤りは、民法709条が「禁止規範」であるとした点にある。

原決定は、民法709条が、同法1条2項（信義則）、同条3項（権利濫用）、同法90条（公序良俗）などの「私法上の禁止規範」

と同列の禁止規範であると言いたいようであるが（原決定4頁(ウ)）、民法709条は同法1条2項等とは明らかに規範構造を異にしている。

民法1条2項等の違反對象である「信義則」、「権利濫用」、「公序良俗」の各概念はいずれも社会通念（社会規範）を指し、これら条項の適用に当たり、社会通念以外に実定法規が定める禁止規範又は命令規範を借用して判断することはない。なぜならば、別途、実定法規による判断・適用が可能であれば、信義則等のような社会通念（社会規範）をわざわざ用いる必要がないからである。換言すれば、民法1条2項等は、実定法規が定める他の規範では対応し切れない隙間領域において、裁判所が社会通念（社会規範）をもって「私人間の利益調整」を図るための私法上の救済規定なのである。

他方、民法709条の「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」という定義は、損害賠償責任を発生させる一般的で包括的な構成要件であるに過ぎず、具体的行為が当該構成要件に該当して不法行為が成立するか否かを判断する際には、刑事罰則法規又は行政取締法規の実定法規が定める禁止規範又は命令規範、あるいは公序良俗などの同条の外に存在する全法秩序が定める禁止規範等を借りてきて権利侵害の違法性（「法令違反」とは別物の不法行為法上の概念）を判断しなければならないのである（乙1「法律意見書」添付資料3「注釈民法(19)債権(10)不法行為」34頁～35頁）。民法709条は、これら借用した外部規範による違法性判断を行った結果、不法行為が認められる場合に損害賠償責任を生じさせる「賠償規範」であるに過ぎないのである（これを「不法行為における階層的規範構造」と名付けたこと及びその詳細については、地裁で提出した「意見陳述書(1)」4頁～5頁、10頁～

11頁参照)。このように、民法709条単体では同条は機能せず、同条自体から具体的行為が禁止されているか否かの判断ができない以上、同条の一般的・包括的構成要件をもって禁止規範と呼ぶことは適切ではない（原審抗告理由書添付図面3参照）。不法行為とされる具体的行為が、刑事罰則法規、行政取締法規あるいは公序良俗に違反したという違反評価に加え、実体が不明確で実質的に中身の無い民法709条を禁止規範と称し、これに違反したとして二重に違反評価されなければならない理由など全くないのである。

最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁（以下、「平成18年最高裁判決」という。）は、景観利益を侵害する不法行為の成立要件について、

ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である。

と判示した（これは正に前掲「注釈民法(19)債権(10)不法行為」34頁～35頁の記述と同旨）。同判決は、不法行為における違法性判断に供される禁止規範等が民法709条の外部に存在する規範であることを明確に述べている（＝「不法行為における階層的規範構造」）。そして、同判決が念頭に置く規範構造及び判断枠組みは、侵害される権利・利益が景観利益であるかその他のものであるかによって変わってくるものではないことは自明である。

したがって、この平成18年最高裁判決を前提とすれば、「民法709条自体が禁止規範である」とする原決定の解釈はおよそ成り

立たず、原決定の解釈は同判決に違背する。それ故、原決定も地裁決定も、自説を同判決との関係で理論的な整合性をもって説明することができず、結局、同判決を無視するしかなかったのである。

以上述べた通り、民法709条は禁止規範ではなく、我が国の法律学において「民法709条違反」という概念がこれまで存在しなかった所以は明らかである。

ウ 小括

このように、民法709条が禁止規範であるとして同条違反なる新概念を創作した原決定は、同条の規範構造に対する理解を誤り、判例（平成9年最高裁判決、平成18年最高裁判決）に違背する。

(2) 原決定が公法・私法を峻別する我が国の法体系を蔑ろにするものであり、かつ、論理が破綻していること

ア 公法・私法を峻別する我が国の法体系を蔑ろにする原決定

原決定（地裁決定も含む）の法解釈は「公法と私法を峻別する我が国の法体系」を蔑ろにするものであり、誤りの原因はそこにある。この点に関し、申立人は、原審抗告理由書22頁で「原決定（代理人注：地裁決定）の誤りの原因を端的に表現するならば、罪刑法定主義・適正手続保障が適用されない私法上の禁止規範とこれら原則が厳格に適用される公法上の禁止規範の相違を知らなかったため、公法と私法の違いに思いを致すことなく、禁止規範という表面的な言葉尻に惑わされてこれらが法的に同じものであると勘違いし混同したところにある。」と指摘し、同理由書25頁「(7) 原決定が我が国法体系全体に与える深刻な悪影響」において、地裁決定（原決定と同旨）の誤った解釈が法体系に及ぼす具体的実害について詳論したところである。

ところで、別途、特別抗告理由書（補充）において主張する「罪

刑均衡の原則」に関連し、団藤重光博士は、次のように述べている（「刑法綱要総論（改訂版）」50頁）。

ここに罪刑の均衡というのは、私法的に考えられてはならない。私法はもともと個人と個人との利益の調整を主眼とするものであるからそこには平均的正義が支配するのに対し、刑法は全体と個体との関係を規律するものであるから、そこには配分的正義が支配する。「目には目を」というタリオの法は民刑責任未分化の古代法的なものである。罪刑法定主義の要請する罪刑の均衡は、全体との関係に着目し、犯罪に対する社会倫理的評価をもとにするものでなければならないのである。

団藤博士が言及する「平均的正義」及び「配分的正義」とはアリストテレスの正義論の概念であり、上記でいう私法の「平均的正義」とは個体と個体との関係である不法行為の原状回復賠償を主に念頭に置いている。同博士が上記で強調しているのは、「公法と私法はその拠って立つ正義が根本的に異なる」ということであり、両者を安易に混同することを厳に戒めているのである。

原決定が、「法令」という言葉をただ表面的に捉え、私法の正義と公法の正義の違いを無視して安易にこれらを混同させた誤りは重大である。

イ 原決定の論理破綻

次に、原決定（6頁(6)）は、平成9年最高裁判決との関連で、その判示を前提としても、不法行為の加害者に対し、民法709条が適用されて損害賠償が命じられた場合において、これとは別に刑法上又は行政上の法令を適用することにより将来の同様の行為を抑止する効果をもたらす措置等を実施することが禁じられているということとはできないのであって、本件において、

民法709条の不法行為があったことを、別途、行政上の法令である法81条1項1号の適用に当たって考慮することが上記の判示に反しているということもできない。

などと言い、公法と私法を安易に混同する態度が典型的に表れているが、それ以上に、上記論法には重大な欠陥があることについて指摘しなければならない。

「不法行為の加害者に対し、民法709条が適用されて損害賠償が命じられた場合において」（原決定6頁18行目～19行目）との記述に見られる通り、原決定は不法行為裁判の結果から法81条1項1号の法令違反行為を認定しているのである。

しかし、刑事罰則法規又は行政取締法規などの法令違反を伴う不法行為においては、これら法令に違反した行為事実を認めるに足る証拠さえあれば、それを原因事実とする不法行為の成立を認めた裁判結果がなくとも、法81条1項1号の法令違反行為に該当する。しかも、この場合、民法709条は全く関係がない。

原決定の上記論法が効果を発揮するのは、法令違反を伴わない公序良俗違反・社会的相当性逸脱の不法行為事案に限定される。なぜならば、公序良俗違反・社会的相当性逸脱による不法行為の成否については、裁判外で客観的に認定することが非常に困難であるからである。現に、本件宗教法人が敗訴したとされる裁判案件22件においても、その中身を見れば、請求された損害賠償のうち約半額程度は棄却されており（乙15号証の2「申入書2」2頁）、その棄却理由は個々具体的な献金勧誘行為等が公序良俗違反・社会的相当性逸脱に当たらないというものである（勿論、架空請求であって献金事実自体が認められないという場合もある）。結局、個々の行為が公序良俗違反・社会的相当性逸脱による不法行為として認められ

るか否かは、最終的には裁判所が当該行為について個別具体的に判断する以外に方法がない。このような性質の不法行為を法令違反行為であると言うためには、原決定のような論法を持ち出すしか方法がないのである。

しかしながら、そもそも不法行為の裁判結果如何により「法令違反」になるか否かが決まるとする論理は、「法適用過程における論理の倒錯」である。特定の行為が法81条1項1号の「法令違反」に該当するか否かの判断は、あくまで法令と事実に照らして決すべきものであって、先行する別件裁判の結果に依拠するものではない。

「別件裁判の結果から法令違反行為を認定する」という原決定の論理の建て付け自体がおかしく、論理の破綻は明らかである。

ウ なお、本論点は特別抗告状9頁「(3)」と密接に関連をすることから、同記述も併せて参照されたい。

第2 原決定の法81条1項柱書の「法人について」の要件解釈の判例違背

1 原決定（地裁決定）の要旨

原決定は、法81条1項柱書の「法人について」の要件（以下、「行為要件」という。）に関する地裁決定の記載（同決定10頁～13頁）をそのまま肯認しているところ、そのうち下記記載部分につき、申立人は問題とするものである。

被審人は、会社の解散命令の事由については、旧商法58条1項3号で、行為の主体が「業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」（会社法824条1項3号では「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員」）に限定されていることを指摘する。

しかし、行為の主体を具体的に限定している旧商法（会社法）の上記規定をもって、異なる文言で規定されている法81条1項1号について、行為者を代表役員ないし幹部役職員に限定す

べきことの根拠とすることはできない。

(中略)

他方、宗教団体に、法人格が認められ、法人としての法律上の能力が与えられるのは、当該宗教団体が財産を所有、維持、運用し、その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するためであり(法1条)、また、宗教法人の解散命令の制度が、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為(法81条1項1号)や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為(同項2号前段)があった場合等に、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせることが可能となるようにしたものであることに照らすと、宗教法人と関わりを持つ者が法令違反行為を行った場合において、当該行為者の当該宗教法人における立場、その行為と当該宗教法人の業務又は事業との関連性(行為の目的及び態様、行為に至る経緯、行為の結果及びその効果の帰属等)、その行為についての宗教法人の関与等の事実関係を踏まえて、当該行為者の法令違反行為が当該宗教法人の業務又は事業の執行又は運営として行われたものと評価できるときは、特段の事情のない限り、その行為は、社会通念上、当該宗教法人の行為であるということができ、当該「宗教法人について」法令違反行為をしたとの事由があると認められることとなると解するのが相当である。

2 判例違背

上記決定前段の記述は、「オウム真理教解散命令申立事件」の特別抗告審である最判平成8年1月30日(民集50巻1号199頁、以下、

「平成8年最高裁決定」という。)によれば、法81条1項1号と同趣旨とされる旧商法58条1項3号の行為主体が「業務ヲ執行スル社員又ハ取締役」と限定されているにもかかわらず、両者が異なる文言で規定されているという形式的理由だけで被審人（本件申立人）の主張を安易に退けたものである。

また、上記決定後段の記述は、平成8年最高裁決定が、

法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法1条1項）、宗教団体に法人格を付与し得ることとしている（法4条）。すなわち、法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない（法1条2項参照）。法81条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同条1項1号）や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為（同項2号前段）があった場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至ったような場合（同項2号後段、3号から5号まで）には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令（商法58条）と同趣旨のものであると解される。

と述べた箇所を要約引用した上、そこから演繹し、法81条1項柱書の行為要件を「宗教法人と関わりを持つ者が法令違反行為を行った場合」などと解釈することにより著しく緩和したものである。

しかしながら、上記決定の記述は、都合が悪いときには平成8年最高裁決定を無視しながら（決定前段）、他方において、同決定の引用により論旨不明な拡大解釈正当化に利用するものであり（決定後段）、「ご都合主義」との批判を免れない。

法人の解散事由の「行為要件」において、具体的行為者を取締役や代表役員などの法人幹部に限定するのか、それ以外の者も含めるのかという相違が、解散命令規定の適用範囲及び適用可能性に重大な影響を及ぼすことは言うまでもないところである。

平成8年最高裁決定は、宗教法人解散命令（法81条）と会社の解散命令（旧商法58条）が同趣旨であると言うのであるから、法人・会社組織の誰が行為を行った場合に適用されるのかという「行為要件」につき両者間で格段の差を設ける合理的理由はない。むしろ、最高裁判所（最大判昭和44年4月2日・刑集23巻5号305頁、最大判昭和44年4月2日・刑集23巻5号685頁）は、一見すると明確性や広汎性に問題がありそうな法律の規定に対する解釈指針について

法律の規定は、可能なかぎり、憲法の精神に即し、これと調和し
うよう合理的に解釈されるべきものであ（る）

と判示しており、このような法解釈指針に立てば、精神的自由である「信教の自由」に依拠する宗教法人に対する解散事由の行為要件を、経済的自由である「営業の自由」に依拠する会社法人のそれよりも格段に緩く広く解釈することなど許されるものではない。宗教法人と会社法人との間で解散事由の行為要件に大きな格差を設けなければならない立法政策上の理由などこにもない。むしろ、営利企業である会社法人による事業活動の方が、収益事業が限定的に認められる（法6条2項）に過ぎない宗教法人の宗教活動等に比べて遙かに社会・経済に与える影響が大きいにもかかわらず、法律が会社法人の解散事由の行為要件を取締役等に限

定していることからすれば、団体解散命令を発動することに対する法の謙抑的な姿勢は明らかである。そうであれば、宗教法人に対する解散命令の場面においては、会社法人のそれに比してより一層謙抑的でなければならないという結論になるはずである。さらに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）261条1項は一般社団法人等の解散命令の要件を定めているところ、法81条1項1号と同旨の規定である一般法人法261条1項3号は、会社法824条1項3号（旧商法58条1項3号）とほぼ同じ構成要件が規定され、行為者を「業務執行理事」に限定している。宗教法人解散命令の行為要件を一般社団法人等と区別して緩和すべき理由は、会社以上に存在しないはずである。法81条1項柱書が「法人について」と規定した趣旨が、何らかの意図をもって特に行為者を限定しなかったと認められる立法政策上の合理性がない以上、憲法の問題や関連する判例の趣旨あるいは同旨他規定との平仄などを考慮し、これを限定的に解釈しなければならないのである。これに反し、原決定（地裁決定を含む。以下同様）は、宗教法人の行為要件が緩和されるべき合理的な理由を示すこともなく、単なる形式的文言解釈を根拠として、宗教法人の解散事由について著しく緩く広い行為要件を導く解釈をするものであり、不当である。

次に、上記決定後段の記述では、平成8年最高裁決定の上記判旨を引用した上で、

宗教法人と関わりを持つ者が法令違反行為を行った場合において、当該行為者の当該宗教法人における立場、その行為と当該宗教法人の業務又は事業との関連性（行為の目的及び態様、行為に至る経緯、行為の結果及びその効果の帰属等）、その行為についての宗教法人の関与等の事実関係を踏まえて、当該行為者の法令違反行為が当該宗教法人の業務又は事業の執行又は運営として行

われたものと評価できるときは、特段の事情のない限り、その行為は、社会通念上、当該宗教法人の行為であるということができ、当該「宗教法人について」法令違反行為をしたとの事由があると認められることとなると解するのが相当である。

とする著しく緩和された行為要件解釈を導き出している。

しかしながら、引用する平成8年最高裁決定の記述を根拠に、原決定のような著しく緩和された行為要件解釈を導くという論理など到底理解することができず、余りにも恣意的である（上記1の下線部を再読されたい）。

以上、平成8年最高裁決定を無視し、あるいはこれを不当に引用する原決定の行為要件解釈は、同最高裁決定の趣旨に違背するものであり、許容されるものではない。

なお、この点については、特別抗告理由書（補充）第1・2項の主張とも関連するので、そちらも併せて参照されたい。

第3 法第78条の2第1項3号の法解釈・適用の誤り（法令違反）

文科省が、本件法人ないしその信者の行為に不法行為上の違法性が認定された事例として提出する判決（参考資料4の1～25の3）は、いずれも過去の事案である。下記表は、文科省が提出する判決について、各事件で認定された最後の損害の発生時期を一覧表にしたものである。

資料番号	各事件で認定された最後の損害の発生時期	認定された損害
4	平成元年1月	2名の原告のうち原告■■■■の献金210万円（資料4-1・86-88頁）なお、判決書の頁数が不鮮明のため、上記頁数は、判決書に書き込まれた最初の頁が「50」

		で始まるナンバリング表記に従った。
5	平成3年9月	原告■■■■の献金 600 万円 (資料 5-1・28-31 頁) なお、上記頁数は判決書に書き込まれた最初の頁が「19」で始まるナンバリング表記に従った。
6	平成5年7月	2名の原告のうち原告■■■■の献金 520 万円 (資料 6-1・121 頁)
7	平成4年2月	原告■■■■が平成3年12月から平成4年2月にかけて行った献金 2310 万円 (資料 7-1・43-44 頁)
8	平成元年1月	原告■■■■の慰謝料 100 万円 (資料 8-1・152-153 頁, 8-2・25-26 頁)
9	昭和61年3月	2名の原告のうち、原告■■■■の物品購入代金 200 万円 (資料 9-1・5 頁)
10	平成4年3月	20名の原告のうち、原告■■■■の平成4年3月までの慰謝料 100 万円 (資料 10-1・418 頁, 510 頁)
11	平成7年6月	10名の原告のうち、原告■■■■が平成7年6月まで分割支払した献金 110 万円 (資料 11-1・98 頁, 100-101 頁)
12	平成8年12月	3名の原告のうち原告■■■■の平成8年12月までの慰謝料 200 万円 (資料 12-1・176-177 頁)
13	平成6年11月	15名の原告のうち原告■■■■が平成4年12月～平成6年11月に行った献金 77 万 9300 円 (資料 13-1・95-98 頁, 115-116 頁)
14	平成5年4月	7名の原告のうち原告■■■■の平成5年4月までの慰謝料 180 万円 (資料 14-1・155-156 頁, 頁 162 頁)
15	平成15年5月	原告■■■■の献金 300 万円 (資料 15-3・39 頁)

16	平成15年1月	原告■■■■の献金60万円(資料16-1・54頁, 62頁)
17	平成17年6月	原告■■■■が支払った渡航費7万円 (資料17-1・32頁, 35-36頁)
18	平成18年6月	故■■■■が行った献金合計957万円 (資料18-1・66-67頁・71-72頁)
19	平成17年10月	3名の原告のうち原告■■■■の献金140万円 (資料19-1・102-103頁, 118頁, 121頁)
20	平成16年11月	原告■■■■が行った献金70万円 (資料20-1・41-43頁, 48頁)
21	平成17年12月	63名の原告のうち平成20年2月までの原告■■■■ の慰謝料90万円 (資料21-1・268頁, 資料21-2・17頁, 567頁)
22	平成18年6月	40名の原告のうち原告■■■■の平成18年6月ま での慰謝料150万円 (資料22-1・148頁, 167頁)
23	平成21年8月	原告の預金口座からの妻による15万円の引出 (資料23-1・頁49)
24	平成21年10月	原告の合同結婚式参加等の慰謝料200万円 (資料24-2・47頁)
25	平成26年7月	原告■■■■が支払った物品購入代金1万500円 (資料25-1・29頁, 41頁)

上記一覧表から明らかな通り、最後に損害が認定されたのは平成26年(2014年)7月である(上記一覧表25)。文科省が質問権を行使

したのは令和4年（2022年）11月であるが、そうすると、文科省は、8年以上前の事案を根拠に質問権を行使したことになる。宗教法人を解散させる場合、解散事由が解散命令請求申立時点で存在しなければならないことは当然であり、質問権行使に際しては質問権行使時点で解散事由の疑いが存在しなければならない。原決定は、質問権行使時点で解散事由の疑いが存在しなくても質問権を行使できるとする法78条の2第1項3号に関する誤った法令解釈を前提に質問権行使を適法と認定したものであり、重大な法令違反である。

第4 本件許可抗告申立理由書が問う法律問題のまとめ

本理由書において、申立人が最高裁判所に対して問う法律上の見解は、次の7点である。

- (1) 民法709条は禁止規範なのか。特に、平成18年最高裁判決が判示した権利侵害の違法性判断における規範構造との整合性について法学的見解を示されたい。仮に同条が禁止規範であるとする場合に、刑事罰則法規、行政取締法規、公序良俗などの外部規範・秩序に対する違反と重ねて同条違反という二重の違反評価を行うことの法的意味及び理論的説明を求める。
- (2) 民法709条が禁止規範であるとして法81条1項1号の「法令違反」と構成し、不法行為を理由に宗教法人解散命令という公法上の不利益処分を課すことは、平成9年最高裁判決が判示した不法行為制度の目的と矛盾しないのか。
- (3) 民法709条は、同法1条2項（信義則）、同条3項（権利濫用）、同法90条（公序良俗）などと同列な「私法上の禁止規範」なのか。仮にそうであれば、原決定の解釈では、信義則違反、権利濫用、公序良俗違反に該当する各行為も法81条1項1号の「法令違反」に該当すると思われるが、そのような解釈は正しいのか（憲法31条の罪刑

法定主義とも密接に関連)。

- (4) 先行する不法行為裁判の結果をもとに法 81 条 1 項 1 号の法令違反行為に該当するか否かを認定するとする原決定の法適用過程における判断手法は、法解釈及び法適用の在り方として許容されるのか。
- (5) 平成 8 年最高裁決定が、宗教法人解散命令 (法 81 条) と会社の解散命令 (旧商法 58 条) が同趣旨であると判示しているにもかかわらず、法人・会社組織の誰が行為を行った場合に適用されるのかという「行為要件」につき両者間で格段の差を設ける原決定に合理的理由が認められるのか。同様に、一般社団法人等との間の格差についても合理的理由が認められるのか。
- (6) 宗教法人解散制度に言及した平成 8 年最高裁決定の判示から、原決定が示すような緩和された行為要件判断基準を論理的に導くことができるのか。
- (7) 法 78 条の 2 第 1 項 3 号に基づく質問権行使に際しては質問権行使時点で解散事由の存在の疑いが存在しなければならないのではないのか。8 年以上前の事実を根拠にする質問権行使は許されるのか。

以上